

**令和7年度
社会福祉振興助成事業（WAM助成）
モデル事業 Q&A**



**令和6年12月
独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター**

【目次】

1. 通常助成事業（単年度）との違いについて
2. モデル事業2年目以降の審査について
3. 外部評価又は伴走支援を要件としている理由について
4. 伴走者による具体的な伴走内容について
5. 進捗確認のスケジュールについて
6. 団体職員の賃金計上にあたって
7. モデル事業の「よくある質問」への回答

※【重要】通常助成事業Q&Aにつきまして、必ずご確認ください。



1. 通常助成事業（単年度）との違いについて

- モデル事業の募集要領に「連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。」とありますが、通常助成分（単年度）との違いは何ですか。



- 複数年にわたる事業計画が審査の対象となり、単年度では成果がでにくい社会課題に対応した事業を計画できるという点が異なります。



2. モデル事業2年目以降の審査について

- モデル事業では年度の後半に次年度計画の審査が行われるとのことですが、審査において次年度に採択されない場合とは、具体的にどのようなことがありますか。



- 例えば、WAMの承認がないまま事業計画が変更された又は未実施である場合や、事業実施の過程において要件を満たさなくなる場合などにより、審査の結果、2年目以降の助成金が減額又は助成終了となる場合があります。



3. 外部評価又は伴走支援を要件としている理由について

- 「外部評価又は伴走支援」を要件としている理由（目的）について教えてください。

➤ 通常助成事業は応募時点の事業計画に基づき事業を実施しますが、一層複雑化した社会課題に対応するためには、事業計画時の想定だけで成果をあげることが難しい状況があり、期中における計画の適切な見直しが必要となります。その際、外部評価者又は伴走支援者が団体に寄り添いながら、重要な判断を助けることが必要と考え、要件としたものです。



➤ なお、外部評価者又は伴走支援者は、政策化・制度化に向けての事業の進捗、改善、成果の可視化、必要な調査等について客観的な視点での助言等がその役割として求められるため、外部評価者又は伴走支援者の選定にあたっては、助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れるようにしてください。応募事業の内容や状況により、外部評価又は伴走支援のいずれが必要か、検討の上応募してください。

（注）外部評価者又は伴走支援者に対する委託費等も助成対象経費に含めることができます。



4. 伴走者による具体的な伴走内容について

- 外部評価者又は伴走支援者が行う「定期的な進捗管理」や「結果の報告」の具体的な内容を教えてください。



【期 中】（１）～（４）に関する進捗状況確認

- （１）政策化・制度化につなげていくために必要な調査の補助
- （２）政策化・制度化に向けての事業の実施状況の確認・助言
- （３）事業展開に向けた事業改善の状況の確認・助言
- （４）事業成果の可視化に向けた取組の実施状況の確認・助言

※これらを各年度中の8月及び2月に実施し、WAMへ結果を報告していただきます。
報告内容例：現場訪問日時・場所、団体対応者、（１）～（３）の進捗確認事項

【完了時】事業評価報告書又は自己評価書への助言

《外部評価者の場合》

- ・外部評価者名による「事業評価報告書（※）」を作成すること

※記載内容例：評価の背景・目的、評価方法、評価対象事業概要、評価実施プロセス、評価結果、今後に向けた提言、参考資料等、事業に必要な項目を設定

《伴走支援者の場合》

- ・団体が「自己評価書」を作成するにあたり必要な助言を行うこと



5. 進捗確認のスケジュールについて

- 進捗確認の具体的なスケジュールを教えてください。



4月

- 内定後、採択団体・外部評価者又は伴走支援者・WAMの三者で顔合わせ。その際、事業内容・外部評価又は伴走支援の進め方・費用の精算等について、その内容及びスケジュールを確認し、必要に応じて修正。

5月～8月

- 成果目標やデータ収集の方法を検討。必要に応じ、事業に関する社会課題やニーズの再調査、関係者とのビジョンの共有、事業の価値の再把握などを実施。

8月・2月

- WAMに対し、進捗状況を報告。

事業完了時

- 報告会の開催等により評価結果を報告。



6. 団体職員の賃金計上にあたって

- 団体職員の賃金計上にあたって以下について教えてください。
 - ✓ 団体職員の賃金の内容について
 - ✓ 助成事業に従事したことの報告・計算について
 - ✓ 助成対象となる基本給の計算方法について
 - ✓ 基本給単価（時間）の考え方について
 - ✓ 助成事業従事時間の考え方について
 - ✓ 助成対象となる通勤費の計算方法について
 - ✓ 通勤単価（日）の考え方について
 - ✓ 助成事業従事日数の考え方について
 - ✓ 職員賃金（基本給・通勤費）の計算の一連の流れについて



➤ 当スライドP13～15に掲載したQ&A を必ずご確認ください！

7. 以下、モデル事業の「よくある質問」への回答

1. モデル事業の対象事業等

● モデル事業に求められているものを教えてください。

答

- モデル事業では、民間福祉活動団体がこれまで取り組んできた事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない複雑な課題に対応することを目的とし、幅広く設けられたテーマにおいて、民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的としています。

● モデル事業における「地域連携活動支援事業」と「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」の違いについて教えてください。

答

- 単独の都道府県域の事業は、「地域連携活動支援事業」、2 つ以上の都道府県域を超える事業は「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」になります。モデル事業においては、条件面での違いはありませんが、以下に示す内容を想定しています。

「地域連携活動支援事業」

- 地域の関係機関（行政（都道府県や市区町村）や地元の企業、中間支援組織、他のNPO等）との連携を通じ、制度化に向けたパイロット事業を実施し、地域のニーズ把握やその対応策の検討、事業収入確保や事業費の圧縮の仕組みづくり、他の分野に取り組むNPO等の団体との連絡会による情報共有の体制づくりなどに取り組むことにより、地域における面的な福祉基盤の充実や他地域への普及を成果として期待します。

「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」

- 2 つ以上の都道府県域を超えて広域にわたる範囲で、各地域の多様な社会資源とつながり、NPO等の連携先と情報を共有しながら、各地域における課題・ニーズや支援状況に関するデータを収集・整理し、必要とされる制度や支援活動についてとりまとめ、国や自治体に提案する活動等により、効果的かつ効率的な福祉基盤の充実に寄与することを期待します。

WAM助成（モデル事業）Q&A

● モデル事業ではどのような体制が求められますか。

答

- モデル事業は、助成先団体が関係機関とビジョンや目標を共有し、継続的・相互的な連携体制を構築するなど、主体的な連携に取り組むことで、複数年にわたり安定した運営を行うための体制を確保することを要件としています。その他にも、外部評価または伴走支援の導入などの要件があり、これらの各要件に対応できる事業実施体制が求められます。

● 全国組織を結成するような事業内容は、モデル事業の対象になりますか。

答

- 対象となります。ただし、新規に全国組織を立上げる場合であっても3年以内に社会的な成果をあげられる事業を対象とします。また、全国組織が取りまとめた効果的な支援内容を連携先が再現するなどの必要があります。望ましくない例としては、全国組織を結成し、連絡会議のみの開催事業や年1回のイベント開催のみの事業などがあります。
- また注意点として、これから全国組織を結成する場合、既存団体が幹事団体として助成に応募することはできますが、まだ存在していない全国組織名として応募することはできません。

2. モデル事業の予算額・期間

● モデル事業は最長3年間の期間がありますが、1年毎に申請する助成要望額に上限はありますか。

答

- 1年毎の助成要望額に上限は設けておりませんが、2年で2,000万円、3年で3,000万円の範囲で設定していただく必要があります。

3. モデル事業の要件

- 要件のうち「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動であること」とありますが、「政策化・制度化を目指す」活動にはどのような内容が想定されますか。

答

- 国や自治体（＝行政）が制度化等を手掛ける場合、具体的な支援方法を念頭に置いて、議会審議などの多くの手続きと時間をかけて、法令・条例・要綱などの基準を設けることが一般的です。
- WAM助成のモデル事業では、「制度の隙間にいる者に必要な支援」を具体的な形にして行政や議員に示し、また、広くPRすることで社会的認知を広げて、補助事業や委託事業の実施要綱の作成につながるような取り組みを想定しています。
- 実際の事例として、これまでなかなか陽の当たらなかった社会的課題に対し、啓発イベントを複数回実施したことで、マスメディア等にも取り上げられる運びとなり、「当該課題は社会（制度）で支えるべき」との社会的認知を広げた事例や、WAM助成事業に行政も検討メンバーとして巻き込みながら、制度づくりを行政と一緒に進めたものが挙げられます。
- この他、事業で明らかとなった課題を行政や自治体と共有することで、既存の政策・制度の対象範囲を広げることに繋がったケースや、課題解決に向けたアプローチ等のノウハウを政策ともうまく連携させられたことにより、全国の研修等にも積極的に取り入れられたといったケースもみられています。なお、これらは単年度では成果確認が難しい側面もあるため、複数年計画を前提としたモデル事業の枠組みを用意しているものです。

- 要件のうち「既存事業の継続のみを目的にした計画や通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する計画は対象外」とありますが、これまで取り組んできた活動が応募の内容に含まれている場合は、対象外になってしまうのでしょうか。

答

- 応募内容が、既存事業を土台に計画されている場合であっても、政策化・制度化をもって、地域における面的な成果の広がりを目指したり、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業は対象となります。
- 要望書の「2. 応募に至った背景」や「4. 事業計画（新たな取組や既存事業の拡充該当有無等）」において項目を設けておりますので、政策化や制度化を目指す具体的な取り組みに触れることで、既存事業との違いが分かるように示してください。

WAM助成（モデル事業）Q&A

- 要件のうち「連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業を推進すること」とありますが、具体的にはどのように行えばよいのでしょうか。

答

- 要望事業の内容や連携先により、その状況は異なりますが、以下のような内容を想定しています。
 - 応募段階**：連携団体と申請内容（事業の背景、目的・目標・計画内容・展望等）を共有し、連携の内諾を得るとともに、連携団体の役割を具体的に想定する
 - 内定段階**：具体的な連携内容（役割分担）やスケジュール、事業目標を定める
 - 進捗段階**：連携先と定例の打ち合わせ時に連携の状況を確認し、必要に応じ、その内容や目標を見直す
 - 完了段階**：連携先と事業目標の到達状況、連携して取り組んだ実績等を振り返る
- なお、内定後は、全ての連携団体と事業目標等を共有したことを報告いただくとともに、原則として連携団体名による「実施確約書」をWAMにご提出いただきます。

- 要件のうち「事業成果の可視化」はどのような内容を想定する必要がありますか。

答

- 事業を実施したことで得られた成果について、定量的及び定性的に把握し、事業に関わっていない第三者にもその成果が分かりやすくまとめることを指します。
- 例えば、事業の前後比較によるアンケート調査や対象者の状況の変化を捉えた事例紹介などが考えられます。

- 応募団体が、外部評価者又は伴走支援者を選定してよいのでしょうか。また、外部評価者又は伴走支援者への委託費は助成対象経費に含めることはできますか。

答

- 外部評価者又は伴走支援者は、助成事業で取り組む課題・分野の専門家（研究者など）のほか、専門知識を持つNPOセンターなどの中間支援団体や事業者などが想定されますが、事業の性質により必要な支援が異なることから、外部評価者又は伴走支援者の実施主体は応募団体においてご検討ください。
- なお、その際の委託費用は助成対象に含めることができますが、相手方の選定にあたっては、予定価格が100万円以上の場合には指名競争入札、200万円以上の場合には一般競争入札により選定する必要があるなど、事業者選定の取り扱いが募集要領の別紙2「助成対象経費と費用の考え方など」に記載されておりますので、ご注意ください。

4. モデル事業の団体職員の賃金について

- 「団体の職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額（時給換算により計算した基本給・通勤費相当に限る）」の内容について教えてください。

答

- モデル事業では、一時的に雇用する人材（非常勤職員・アルバイトなど）では対応が難しい専門性を必要とする業務に携わる団体の職員について、助成事業に従事した範囲の賃金相当額（時給換算により計算した基本給・通勤費）を助成対象にすることができます。団体本部事務や他事業への従事時間は対象にできません。
- このほか、**助成金要望額（総事業費ではありません）に対して賃金（基本給+通勤費）合計は50%まで**という上限があります（通常助成事業は25%、補正予算事業は50%が上限）上限を超える部分は団体の自己資金で対応することになります。
（例）総事業費12,000,000円に対し、助成対象経費9,000,000円、自己資金3,000,000円で行う計画の場合
助成対象経費9,000,000円×50%=4,500,000円→助成対象にできる賃金上限
- なお、通勤費については、助成事業に従事して基本給を助成対象とする日のみ対象とすることができます。

- 助成対象となる基本給の計算方法について教えてください。

答

- 助成対象となる基本給は「基本給単価（時間）×1日あたり助成事業従事時間数×助成事業年間従事日数」により計算します。
（例）1,309円（基本給単価（時間））×5時間（1日あたり助成事業従事時間数）×80日（助成事業年間従事日数）
=523,600円（助成対象となる基本給）
- 基本給単価（時間）は、年額基本給を年間所定労働時間（年間所定労働日数×1日所定労働時間）で割り戻して計算します。申請時の基本給単価の元となる金額は、直近の雇用契約書・辞令・俸給表などで根拠を確認できる数字としてください。所定労働日数は、助成対象年度に予定される勤務日をカウントしてください。
（例）基本給月220,000円、年間の所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間の場合
 $220,000円 \times 12月 \div 252日 \div 8時間 = 1,309円$ （基本給単価（時間）：小数点以下切捨て）

WAM助成（モデル事業）Q&A

● 助成対象となる通勤費の計算方法について教えてください。

- 助成対象となる通勤費は「通勤単価（日）×助成事業年間従事日数」により計算します。

（例）647円（通勤単価（日））×80日（助成事業年間従事日数）＝51,760円（助成対象となる通勤費）

- 通勤単価（日）は、自宅から勤務先までの交通費について、経済的かつ合理的な経路で計算した往復金額となります。別途、経路と計算内訳を提出いただきます。なお、定期券や回数券等で割引かれている場合には、実費負担の範囲までとなります。

（例）日吉駅（自宅最寄り駅）から神谷町駅（勤務地最寄り駅）に通勤する場合（片道390円、往復780円）

なお、当該職員は6か月定期による通勤（6か月定期81,610円）をしているため、

定期券代金1年分を年間所定労働日数252日で割り戻して実費負担に基づく単価を計算します。

（助成対象経費にできる額は、経済的かつ合理的な経路であり、かつ実費負担の範囲までとなります。）

81,610円×2回÷252日＝647円（小数点以下切り捨て）

- なお、車通勤でのガソリン代を通勤費として計上する場合も上記同様に「通勤単価（日）×助成事業年間従事日数」により計算してください。（ガソリン代は、雇用契約書や団体の規程等に基づいたキロ単価×キロ数によって計算することを原則とします。）
- また、要望額調書においては、旅費ではなく、賃金（職員）に計上してください。

● （参考）実際の助成事業の実施にあたって、助成事業に従事した時間の賃金相当額の報告・計算はどのように行いますか。

- 実際の助成事業の実施にあたっては、助成事業に従事した内容等を当機構の指定様式「業務日誌（Excel）」により報告・計算することとなります。対象となる職員が助成業務に勤務した時間・業務内容・通勤費の該当有無を毎日入力し、月ごとに締め、業務管理者がその内容について誤りがないか確認のうえ、WAMに提出することとなります。

- このほか、雇用契約書・銀行振り込み確認書類等の写しを提出いただきます。

WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》

独立行政法人福祉医療機構

NPOリソースセンター NPO支援課

①電話 ② 03-3438-4756

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

②メール

WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>

